

○ 住民票の写しについて

※ 共通事項

- ・ 本籍が記載されているものの交付を受けてください。
- ・ 外国人の場合は、国籍等を記載したものの交付を受けてください。
(外国語で記載の場合は、邦訳したものを必ず添付してください。)
なお、住民票の交付を受けることができない場合は、パスポートの写し等国籍が記載され、本人の人定事項を確認できるもののほか、現地の運転免許証の写し又は、現地で発行された住所が記載された公の書面の原本(邦訳を添付)を提出してください。
- ・ 住民票をコピーしたものは、受領できません。役所から交付されたものを提出してください。
- ・ 発行日から概ね3ヶ月以内のものの提出をお願いします。

※ 事業者が法人の場合

- ・ 役員全員のを提出してください。

※ 識別符号付与業務受託者は(個人)の場合

- ・ 受託者のものを提出してください。

※ 識別符号付与業務受託者(法人)の場合

- ・ 受託業者役員及び従事する者全員のを提出してください。